

シンポジウム「グローバル化時代の市民形成」

# グローバル化と多文化共生

関西大学 山ノ内裕子  
全国スクールリーダー育成研修 E.FORUM 2017  
2017/08/18  
於：京都大学京都大学吉田キャンパス

1

0.はじめに

2

## グローバル化と共生

グローバル化：国家や国境の隔たりを超えて地球全体が一つにつながっていく状況。

→経済学においては、海外直接投資や資本の移動の増加等、金融市場が均質化し、地球規模化している様子を指すが、社会学や文化人類学では、主に文化現象を対象とし、人々の生活や文化が、地球規模で均一化していることをグローバル化と捉える。

## 社会学者における グローバル化の定義の一例

「ある場所で生ずる事象が、はるか遠く離れたところで生じた事件によって方向づけられたり、逆に、ある場所で生じた事件がはるか遠く離れたところで生ずる事象を方向づけていくというかたちで、遠く隔たった地域を相互に結びつけていく、そうした世界規模の社会関係が強まっていくこと」

(アンソニー・ギデنز、1993『近代とはいかなる時代か』、而立書房、85頁)

# 人類学者における グローバル化の定義の一例

アパデュライ (2004) は、グローバル化を5つの次元に分けて分析。見る者の見方やスタンスによって、どこに焦点を当てるかによって、見える地景 (スケープ) は流動的で不規則な形状となる。

- ① エスノスケープ (民族の地景)
- ② テクノスケープ (技術の地景)
- ③ ファイナンスケープ (資本の地景)
- ④ メディアスケープ (メディアの地景)
- ⑤ イデオスケープ (観念の地景)

(アルジュン・アパデュライ/門田 健一訳、2004『さまよえる近代—グローバル化の文化研究』、平凡社)

5

## グローバル化と移動する人々

- 21世紀は「国際移民の時代」(カースルズ&ミラー 2011)。
- 故郷を離れ、海外に居住している人は、1億7500万人。世界では30~40人に1人が移民。
- 国連の調査によると (United Nation 2013)、2013年時点の移民※の総人口に占める比率は、世界全体で3.2%であり、先進国では10.8%、途上国では1.6%である。
- 移動する人々は、常にマイナーな存在としてとらえられ、国家や世界の中心的な成員とみなされてこなかった。

※国連は、1年以上海外に居住する人を移民と定義。

6

# 1. グローバル化する日本社会

7

## 移民送出国から移民受け入れ国へ

日本はかつて「移民送出国」であったが、現在は「移民受け入れ国」へと実質的に移行。

19世紀末 ハワイ・北米・中南米への移民

(1868年 日本人初の集団移民「元年者移民」、1885年ハワイ官約移民)

(1908年第一回ブラジル笠戸丸移民)

1980年前後 インドシナ難民、中国帰国者の来日

1989年 出入国管理及び難民認定法（入管法）改正

1990年 入管法施行により、日系南米人、技能実習生の来日開始

2008年 二国間協定(EPA)外国人看護師・外国人介護士の来日開始

2017年 外国人家事労働者の来日開始 ⇐国家戦略特区法（2015年改正）

8

## グローバル化する日本社会 —法務省「在留外国人統計」より

- 2016年末現在における在留外国人数は238万2,822人。うち、特別永住者数は33万8,950人。

### ■国籍・地域別順位

- ①中国 ②韓国 ③フィリピン④ベトナム ⑤ブラジル
- ⑥ネパール⑦米国 ⑧台湾 ⑨ペルー⑩タイ

### ■都道府県別順位

- ①東京都②愛知県③大阪府④神奈川県⑤埼玉県

9

関西地方では・・・

- 大阪府内在留外国人数 21万7,656人（全国第3位、9.1%）
- 兵庫県内在留外国人数 10万1,562人（全国第6位、3.0%）
- 京都府内在留外国人数 5万5,111人（全国第11位、2.3%）

- 総務省統計局の調べによると（総務省統計局、2017「人口推計－平成29年度1月報」）、2017年1月1日現在の日本の総人口（概算値）は1億2686万人であることから、在留外国人が日本の人口に占める割合は、およそ1.8%。

10

【第1表】 国籍・地域別在留外国人数の推移

国籍・地域	平成18年末	平成19年末	平成20年末	平成21年末	平成22年末	平成23年末	平成24年末	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
	(2006)	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)		
計	1,989,864	2,069,065	2,144,682	2,125,571	2,087,261	2,047,349	2,033,856	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822	100.0	6.7
中国	546,752	593,993	644,265	670,683	678,391	668,644	652,595	649,078	654,777	665,847	695,522	29.2	4.5
韓国・朝鮮	586,782	582,754	580,760	571,598	560,799	542,182	-	-	-	-	-	-	-
韓国	-	-	-	-	-	-	489,431	481,249	465,477	457,772	453,096	19.0	-1.0
フィリピン	171,091	182,910	193,426	197,971	200,208	203,294	202,985	209,183	217,585	229,595	243,662	10.2	6.1
ベトナム	31,527	36,131	40,524	40,493	41,354	44,444	52,367	72,256	99,865	146,956	199,990	8.4	36.1
ブラジル	308,703	313,771	309,448	264,649	228,702	209,265	190,609	181,317	175,410	173,437	180,923	7.6	4.3
ネパール	6,596	8,417	11,556	14,745	17,149	20,103	24,071	31,537	42,346	54,775	67,470	2.8	23.2
米 国	50,281	50,858	51,704	51,235	49,821	49,119	48,361	49,981	51,256	52,271	53,705	2.3	2.7
台 湾	-	-	-	-	-	-	22,775	33,324	40,197	48,723	52,768	2.2	8.3
ペル ー	53,655	55,487	56,050	54,607	52,385	51,471	49,255	48,598	47,978	47,721	47,740	2.0	0.0
タ イ	32,029	34,547	36,560	37,812	38,240	41,316	40,133	41,208	43,081	45,379	47,647	2.0	6.0
そ の 他	202,448	210,197	220,389	221,778	220,212	217,511	261,074	268,714	283,859	309,713	340,239	14.3	9.9

(参考)	外国人登録者数	平成18年末	平成19年末	平成20年末	平成21年末	平成22年末	平成23年末
		2,084,919	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,508

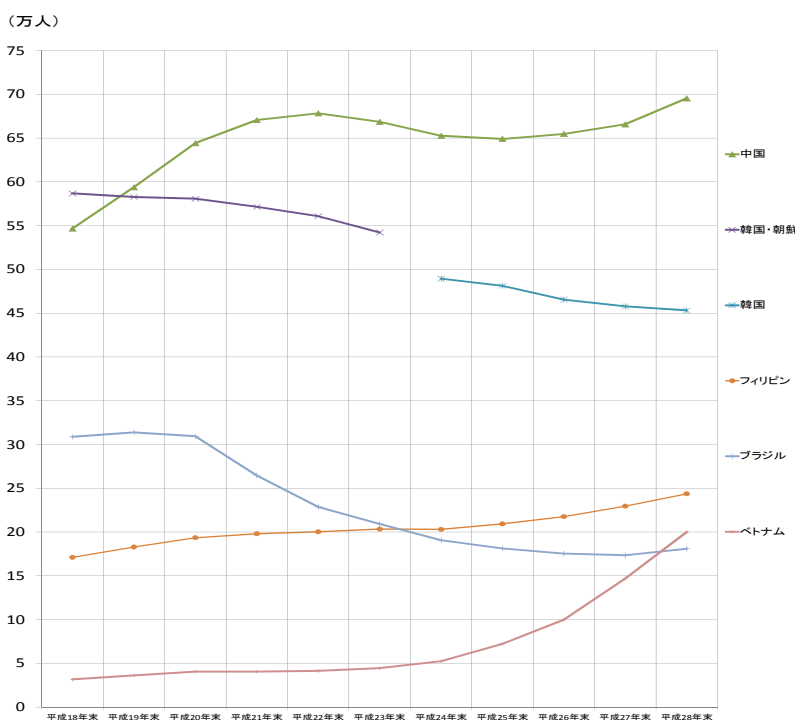
	男性	女性	総数
	1,135,081	1,247,741	2,382,822
	47.6	52.4	100.0
	8.1	5.6	6.7

○対象者  
平成23年末の統計までは、当時の外国人登録者数のうち、現行の出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する「中长期在留者」に該当し、在留資格を有して在留する者及び「特別永住者」の数を指す。  
平成24年末の統計からは、「中长期在留者」及び「特別永住者」の数を指す。

○国籍・地域  
在留カード又は特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)の国籍・地域欄の表記(注1及び注2)である。  
(注1)「韓国・朝鮮」  
平成23年末の統計までは、外国人登録証明書の「国籍等」欄に「朝鮮」の表記がなされている者と「韓国」の表記がなされている韓国籍を有する者を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、平成24年末の統計からは、在留カード等の「国籍・地域」欄に「韓国」の表記がなされている者を「韓国」に、「朝鮮」の表記がなされている者を「朝鮮」に計上している。  
(注2)「台湾」  
台湾の権限ある機関が発行した旅券等を所持する者は、平成24年7月8日までは外国人登録証明書の「国籍等」欄に「中国」の表記がなされていたが、同年7月9日以降は、在留

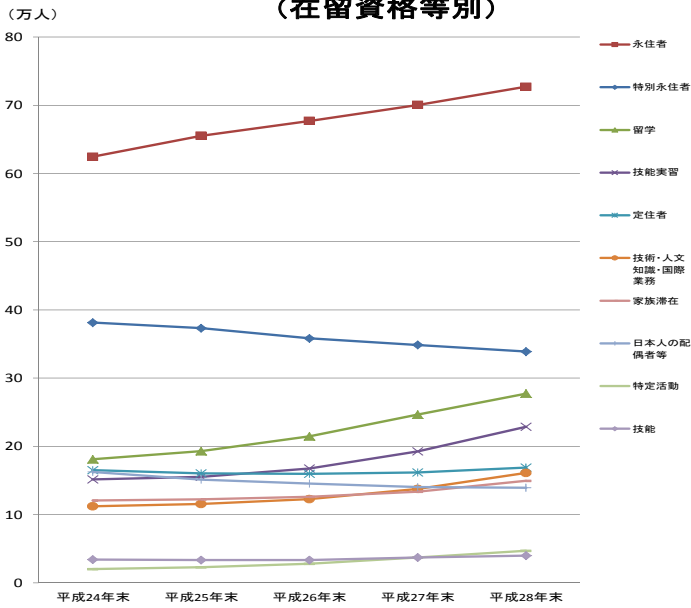
出典：  
法務省(2017)  
「在留外国人統計」

【第1-2図】 在留外国人数の推移(国籍・地域別, 上位5か国)

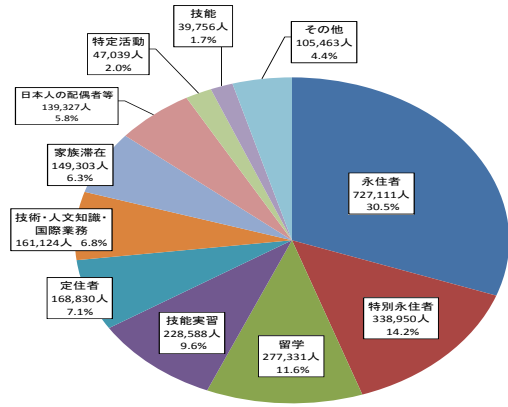


出典：  
法務省(2017)  
「在留外国人統計」

【第2-1図】在留外国人数の推移  
(在留資格等別)

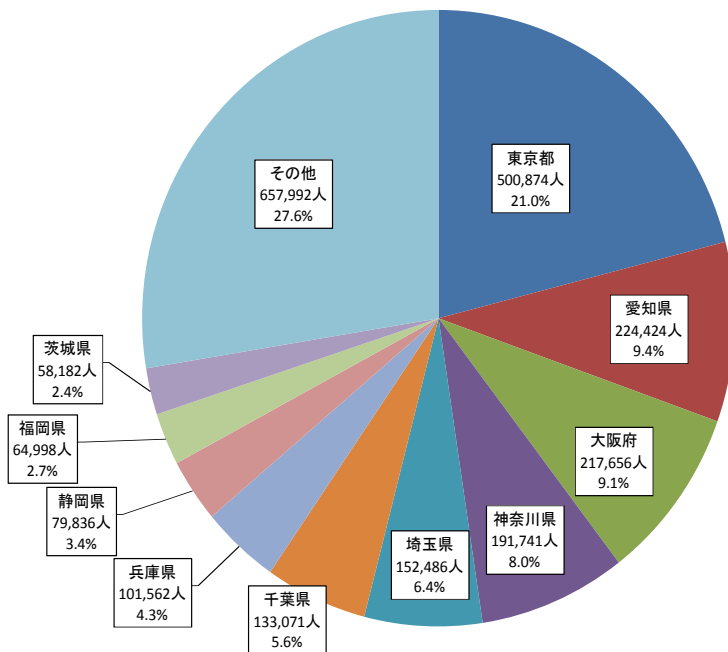


【第2-2図】在留外国人の構成比  
(在留資格等別, 平成28年末)



出典：法務省（2017）  
「在留外国人統計」

【第3図】在留外国人の構成比（都道府県別, 平成28年末）



出典：  
法務省（2017）  
「在留外国人統計」

## 多文化共生とは

- 川崎市は1998年に「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」を策定。同基本方針では、国籍や民族を「豊かさ」として生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる 「多文化共生社会の実現」を目指した。
- その後、2006年に総務省が出した「多文化共生の推進に関する研究会最終報告書」を契機に、国のみならず、多くの自治体において、「多文化共生」という語が用いられるように。今日では、「多文化共生指針」「多文化共生推進計画」などが策定されている。

15

## 多文化共生教育と多文化教育

- 多文化共生教育：多文化共生社会の実現を目指して行う教育実践。欧米の多文化教育の日本版。川崎市（1998）にて初めて提唱。すべての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人（マイノリティ）の文化を尊重するとともに、自立と相互理解が図られる教育
- 「多文化教育」(multicultural education)  
1960年代以降のマイノリティによる公民権運動を契機に始まった教育運動。→J.Banksの定義

16



## J.バンクス(J.Banks)による多文化教育の定義

- 多文化教育はあらゆる社会階級、人種、ジェンダー集団出身の生徒たちが、平等な学習機会をもてるように学校や他の教育機関をつくり変えるための教育改革運動である。
- 多文化教育のもう一つの目的は、すべての生徒がより民主的な価値観、信念、または文化を超えて機能するために必要な知識、スキル、態度を育てられるように支援することにある。

(J.バンクス/平沢安政訳1994『多文化教育－新しい時代の学校づくり』、サイマル出版会より)

17

## 多文化化する家族

- 厚生労働省「人口動態統計」(2016)によると、2014年に日本で生まれた乳児は約102万人であり、このうち4.3% (29人に1人)は両親の双方または片方が、外国籍。
- 日本で結婚するカップルのうち、20組に1組は国際結婚

⇒日本以外の国にルーツを持つ子どもや、日本と外国など、複数の国にルーツを持つ子どもが増えている。

18



映画『ハーフ』  
(2013年/日本/87分)  
監督・撮影：西倉めぐみ、  
高木ララ

<http://hafufilm.com>

19

## 2.日本語指導が必要な児童生徒

文部科学省（2017）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」より

20

## 文部科学省（2017）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」より（1）

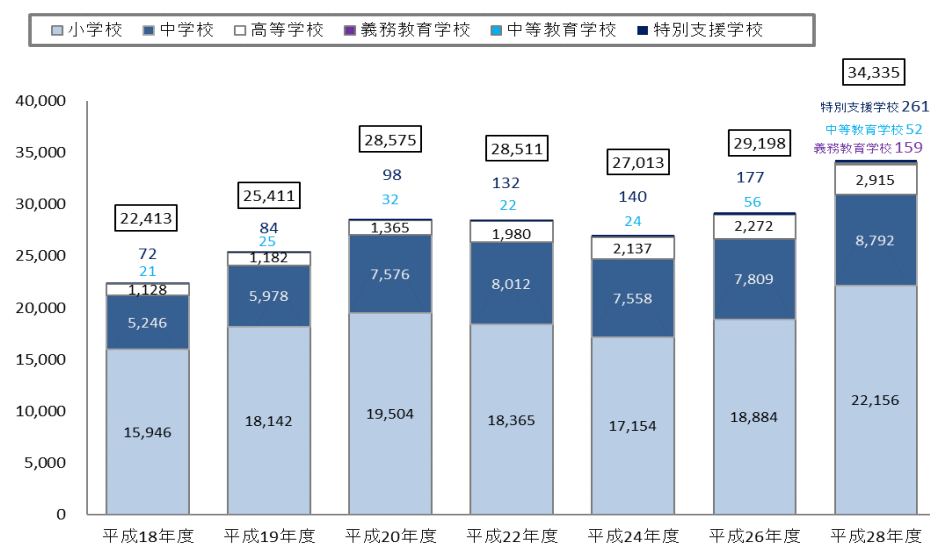
- 2016年5月1日現在、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は34,335人。母語別にみると、ポルトガル語（25.6%）、中国語（23.9%）、フィリピン語（18.3%）、スペイン語（10.5%）。
- 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数は9,612人。

参考：公立学校に在籍する外国籍児童生徒数は80,119人（文部科学省「学校基本調査」より）

21

## 文部科学省（2017）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」より(2)

図1 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数



22

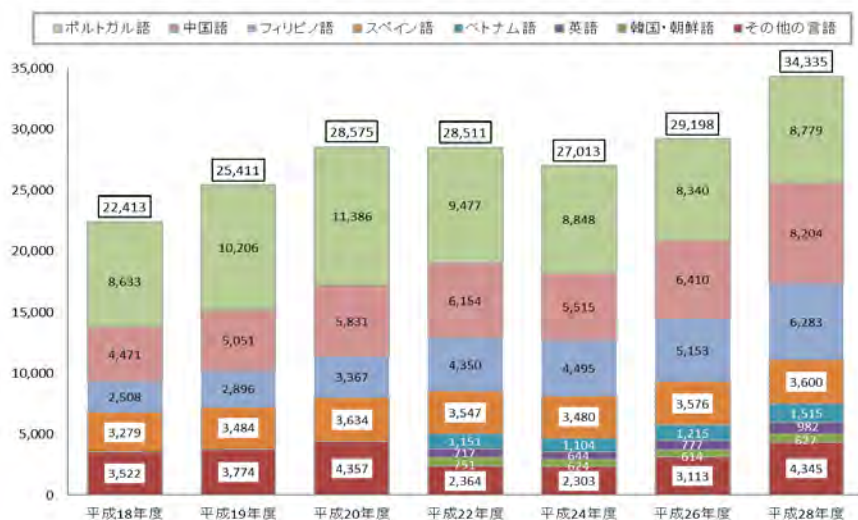
文部科学省(2017)「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」より (4)

図2 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



文部科学省 (2017) 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」より(3)

図5 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の母語別在籍状況



### 3. 「グローバル人材」とは誰か

25

#### グローバルな「市民」ではなくグローバルな「人材」？

- 日本の学校では、この四半世紀の間に急速に多文化化が進行。
- もはや、「日本人」（＝国民）を形成する教育ではなく、すべての子どもたちを対象とする「市民」としての教育が必要となった。
- グローバルな市民を形成する教育として考えられるのは
  - ・ グローバル教育
  - ・ 開発教育
  - ・ 市民性教育
  - ・ 多文化（共生）教育      etc

⇒しかし、教育が「グローバル化」の文脈で論じられる際は、なぜか「学力」「英語力」の方向へ向かってしまう・・・

26

## 「グローバル化」を意識した教育改革

- ・英語教育改革（初等教育から高等教育まで）
- ・学力向上による国際競争力の強化（PISA、TIMSS等の順位に一喜一憂）

- ・スーパー・グローバル・ハイスクール（2014年度～）
- ・国際バカロレア（2020年までにIB認定校を200校を目指す）
- ・高等教育の国際化（スーパーグローバル大学創成支援事業）

↓

### グローバル人材育成

- ⇒ 「外国につながる子ども」や「多文化化」は全く蚊帳の外？
- ⇒ 「グローバル人材育成」とグローバルな市民形成は異なる？

27

## 「グローバル人材」と「日本人性」

「世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人間」

（産学連携によるグローバル人材育成推進会議、2011「産学官によるグローバル人材の育成のための戦略」）

- ⇒ 「日本人としてのアイデンティティ」が必要？

28

- 前述の「グローバル人材」の定義には、異文化に対する理解とともに、「日本人としてのアイデンティティ」が含まれているが、なぜ、「グローバル」な人材のコンセプトの中に、国民国家的なナショナル・アイデンティティが主張されているのだろうか？
- 「グローバル人材」として想定されているのはどのような人物か？  
↓
- 英語に堪能であるが、その一方で、日本人としてのアイデンティティを強く持つ**帰国子女**や**海外留学経験者**
- 日本の大学で学び、高学歴・高技術を身につけ、同質性の高い日本社会に適応した**外国人留学生（高度外国人材）**

29

求められるのは、グローバル・アイデンティティではなく「日本人としてのアイデンティティ」

⇒日本の「国益」のためのグローバル人材

一方、外国にルーツのある子どもたちはこうした「グローバル人材」の言説からは想定外。両親または片方の親が英語を話す一部の子どものみが対象であり、南米・東アジアの多くの子どもたちは「人材論」の観点からではなく、「人権論」「共生論」の観点からのみ語られる。

30

## 4.外国人生徒の進路保障

31

外国にルーツのある子どもたちは、「グローバル化」の議論の枠外であるどころか、教育権すら十分に保障されていない現実がある。

- ①中学・高校卒業以降の進路保障の問題
- ②外国人学校の教育格差の問題
- ③不就学・年齢超過の問題

32



辻本久夫、2015「兵庫県における日本語支援が必要な子どもたちの進路」、関西学院大学『人権研究』第19号、45-56頁より

表2 都道府県立高校の2015年度高校入試特別措置等における格差

特別配慮	詳細(対象または内容)	実施自治体	
		都道府県数	政令都市数
特別入学枠実施	中国帰国生徒・中国帰国以外の外国人生徒に適用	18	05
	中国帰国生徒のみに適用	03	01
特別措置	受験科目を減ずる措置	08	01
	時間延長、ルビ付きの措置	06(兵庫県)	03(神戸市)
	内容不明	10	01
なし		01	0
	計	46	11

\*「科目減」に大阪市、「時間延長、ルビ付き」に川崎市が含まれるが、ともに属する大阪府と神奈川県は「特別入学枠」を実施している。筆者作成。

33

「大阪府立高等学校における日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」より(1)

#### ◆出願対象者

中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学した者

#### ◆選抜資料

学力検査(数学、英語)、作文(外国語による記述も可)

※調査書及び自己申告書は要しない。

34

「大阪府立高等学校における日本語指導が必要な帰国  
生徒・外国人生徒入学者選抜」より（２）

◆学力検査

- 作文については、日本語以外の使用を認める。
- 各教科の学力検査においては、ルビをつけた学力検査問題を配付する。
- 理解を支援するため、キーワードとなる語について、外国語を併記したものを配付する。
- 受験者が希望する英語以外の外国語の辞書の持ち込みを２冊まで可能とする。
- 学力検査の時間は同一問題で実施する特別選抜における時間の約1.3倍

35

大阪府は手厚い高校入試制度で知られるが、日本語指導の必要な生徒の高校進学を保障するためには、乾（2008）が指摘するように、

- （１）外国人生徒のための多数の受け皿
- （２）受検資格の緩和
- （３）試験課題の配慮（母語の使用、辞書持ち込みなど）が必要。

（乾美紀、2008「高校進学と入試」、志水宏吉編『高校を生きるニューカマー—大阪府立高校にみる教育支援』、明石書店）

⇒まずは、日本国内の多様な背景を持つ生徒たちの存在を認め、進路を保障するという多文化共生教育の実現こそが、教育におけるグローバル化の課題なのではなからうか。

36

# おわりに

37

- 「グローバル時代の市民形成」は、「グローバル資本主義を生き抜くための人材育成」ではない。
- 「日本人性」を強調する「人材」や「国民」の育成ではなく、多文化共生社会の構成員である「市民」の形成であることに留意すべきではなかろうか。

⇒ グローバル化は経済の論理で語られがちであるが、経済はグローバル化の一次元に過ぎない。自らが前提にしているグローバル化のイメージやイデオロギー的な態度を問い直した上で、誰によって、どの次元（地景）からグローバル化が語られているのかを冷静に見極めることが、まずは必要なのではなかろうか。

38